

Working Paper Series in Young Scholar Training Program

**The Process of Post-war PTA (Parent-Teacher
Association) Establishment at the
Regional Level:**

**Focusing on the activities of the Kyushu Military
Government**

Hyoungh Sun Kim

The University of Tokyo

April, 2022

No. 47

東京大学大学院教育学研究科附属 学校教育高度化・効果検証センター
Center for Advanced School Education and Evidence-Based Research
Graduate School of Education

地域レベルにおける戦後 PTA の定着過程

－九州軍政の取り組みを中心に－

金亨善（東京大学）

The Process of Post-war PTA (Parent-Teacher Association) Establishment at the Regional Level:

Focusing on the activities of the Kyushu Military Government

Hyoung Sun Kim

The University of Tokyo

Authors' Note

Hyoung sun Kim is a PhD student, Graduate School of Education, The University of Tokyo

This research was supported by a grant, Young Scholar Training Program from Center for Advanced School Education and Evidence-Based Research (CASEER), Graduate School of Education, The University of Tokyo

Abstract

This study analyzes the measures taken at the regional level by the local military government to encourage the formation of PTAs (Parent-Teacher Associations) in occupied Japan after World War II. This paper focuses on the differences between Fukuoka's "registration system" and Kumamoto's "certification system" which were unique PTA policies promoted by the local military government. After that, it summarizes the issues of Fukuoka's "registration system" as a model case for PTA development in other prefectures in the Kyushu area since 1950, and outlines the PTA-related trends in each prefecture in the Kyushu area during the late occupation period.

Although the case of Fukuoka Prefecture served as a reference case for other prefectures, the problem of democratic development in actual activities after registration was pointed out as an issue in the registration system. This paper summarizes that the issues of PTA in Kyushu region as "lack of administrative support for PTA development," "financial burden on PTAs to school support," and "challenges regarding to women's issues" persisted.

Keywords : Parent-Teacher Association, Occupation policy, Military government

地域レベルにおける戦後 PTA の定着過程

—九州軍政の取り組みを中心に—

1 はじめに

1.1 研究の背景

終戦直後、日本は民主社会への転換期を迎え、GHQ の主導の下、政治・経済・教育等における大規模な改革に迫られた。PTA は、戦後教育改革の中で「教育の民主化・分権化」を目標として奨励され、以前までの学校後援組織（父兄会・保護者会・母の会など）はこの改革を以て PTA として再編されることになる。また PTA の地域への定着過程は、GHQ ・CI&E（民間情報教育局）と文部省の方針に枠づけられていた。

一方、GHQ 占領期における教育施策の展開は、その多くの部分において各地域を管轄する地方軍政の指針に影響されていた。地方軍政部の教育担当官は、GHQ の方針における伝達や指導助言を目的としつつ、各地の状況を把握して、実情に即する指導を与えるため、日本人行政関係者と交流をしていた。そのため、戦後 PTA は GHQ 占領軍によって推奨されてから本格的にその再編が強いられてきたものの、その展開の様子は、全国一斉ではなく、各地域の教育環境や行政および民間の動きによって多様であった。つまり、PTA の地域への定着過程の正確な全容把握には、実証的な地域研究・事例研究が不可欠である。

1.2 先行研究

戦後教育改革期の PTA を研究対象としている先行研究としては、PTA が教育の地方分権化を推進する方法として提案されたことに着目しているものがいくつかある。井上（1987）は、GHQ が記録した史料の分析から戦後 PTA 政策の形成

過程を整理し、PTA が父母と教師が協力して児童の教育福祉を保障するに有効な「諮問機関」として提起されたことを明らかにした。大矢（1987）は、戦後教育改革の重要な概念の一つであった「地域と学校の結合」という観点から、それが PTA という形としてどのように具体化されたかを考察した。ここでの PTA は、地域住民の教育意識を直接的に反映する可能性を持つものとして理解され、CI&E が PTA の発展のために重要だと思っていたことの一つは「政府や地方当局による統制から自由になること」である。

平井（2013）は、PTA の規約準則への分析から、CI&E は民間団体としての自発性やグラスルーツ的な発展を PTA に期待していたが、CI&E と文部省による「参考規約」の作成及び配布により、PTA の組織や運営方式は結果的に上から降ろされるようなものになったと指摘した。この参考規約の存在自体が、PTA の組織理念の背景にあるアソシエーション的な理念の価値について住民自らが検討する機会を奪う結果になったと分析している。このような先行研究は、教育の分権化という教育改革の目標を前提として、政府や他の団体に支配されない自律的な組織として PTA を提起している。

また、地方軍政部の方針による PTA 育成に関しては、杉村（1991）や阿部（1983）によって、中央とは異なる形で地域単位の教育施策が展開されていった様子が確認されている。特に、杉村（1991）は福岡県の「登録制」や熊本県の「認定制」が実施された経緯を明らかにしている。ただ、国内で発行された地域史編纂資料や日本人関係

者の証言に依存しているため、地方軍政部が実際に行った多様な PTA 関連活動や PTA 育成における意向に関しては記述が少ない。そのため、地方軍政部の記録と日本の地域史料を総合的に取り上げ、PTA 発足における戦後占領期の状況を見ることは、日本の PTA の特質における分析に資すると考える。

上述した先行研究の成果を踏まえ、本研究の意義は以下の二つが挙げられる。一つは、戦後の地方単位における PTA 関連政策に関して、占領期全般における地方軍政の動きをまとめたことである。特に、本稿では、地方軍政の活動記録や各地の行政から GHQ に報告された文書を分析することによって、戦後の新しい PTA を導入した占領軍の意図をより明確にし、当時の日本の状況との関係から PTA 結成における実情を考察した。

二つは、占領期の PTA 結成に関する地域レベルの史料発掘をしていることにある。本稿では、PTA 研究の資料として、1945 年から 1949 年の間に日本で出版された雑誌を収録している「プランゲ文庫」から九州地域の教育・PTA 関連資料を選別した。また、県図書館、郷土資料館で所蔵している教育委員会発行物や学校誌等から、占領期の PTA 結成に関する記録や関係者の発言を抽出した。以上のように地域の実情に沿った具体的な資料を掘り出し、占領期当時の PTA の様子を描くことは、日本の PTA 誕生における課題分析に資するものである。

1.3 研究の目的と方法

本研究は、GHQ 占領期における PTA 結成について、地方軍政による各地域の独自の動きからみられた成果と課題を九州地区の事例に即して考察する。

本稿の目的は大きく 2 つである。一つ目は、地

域レベルにおける教育政策の展開、特に PTA 推進における軍政部の取り組みを中心にその展開の様子を明らかにする。それによって、戦後占領軍が PTA 政策を推進した意図はどのようなものであったのか、その詳細をみる。資料としては、九州軍政の「月間活動報告書」(Monthly Military Government Activity Report)、各地域の報告を集めた CI&E の文書、地域史編纂資料等を用いる。二つ目は、戦後の新しい PTA 結成を目的として推進された制度的措置の実際をみる。つまり、各 PTA の対応や保護者等の日本人関係者は当時の状況をどのように理解していたのか、その実態を抽出することである。分析データとしては、占領期発行された県教育委員会関連資料、学校誌、地方紙、教育・PTA 関連雑誌等である。本稿は、戦後地方軍政の独自の PTA 育成策がみられる福岡県を調査対象となる地域に選定し、その地域を管轄していた九州地区軍政部の動きや学校関係者等の声を読み取り、戦後地域レベルにおける PTA 結成の実際を探ることを試みる。

研究方法としては、2021 年 6 月から 8 月まで国会図書館憲政資料室に保管されている九州地方の軍政記録を分析し、戦後直後の地域レベルにおける PTA の取り組みに関する内容を抽出した。その後、9 月から 12 月にかけて、占領期の PTA 関係者の実際の声はどうであったのかを知るために、同時期の PTA 活動に関する地域史料を調査した。地域史料の収集に関しては、県図書館や郷土資料館、公文書館等の協力を得ている。

2 戦後 PTA 構想の概要

PTA の地域への定着過程は、GHQ・CI&E(民間情報教育局)と文部省の方針に枠づけられていた。戦後 GHQ 占領期の PTA の育成過程における重要な分岐点となった内容は以下のようである。

表1 戦後 GHQ 占領期中央レベルにおける PTA 関連施策⁽¹⁾

1946年3月	「第一次アメリカ教育使節団報告書」
1946年4月	CI&E 成人教育担当官にネルソン (J. M. Nelson) 赴任
1946年10月	ネルソンから文部省社会教育局に PTA を提言
1947年3月	文部省「父母と教師の会—教育民主化の手引き」完成
1947年5月	全国各地で開催された第1回社会教育研究大会で「手引き」を配布
1947年10月	ネルソンの提案により文部省内に「PTA 委員会」を設置
1948年4月	文部省「第一回全国 PTA 実態調査」実施
1948年7-12月	CI&E の PTA 担当顧問としてアメリカからコロン (R. Cologne) が来日
1948年10月	「第一次 PTA 参考規約」完成

上記のような過程を経て、戦後の PTA が出発することになる。CI&E は、本格的に PTA 育成における指導助言を開始する前、「日本の PTA」について調査し、「日本の学校には戦前から PTA のような団体が 50 年以上も存在してきたが、それに関する体系的な資料はほとんど残っておらず、学校が設立されると慣習的に父兄会や保護者会、母の会、後援会などを作ってきた」⁽²⁾ ことから、その旧来組織を新たな PTA として再編することによって教育の民主化を試みた。

PTA における基本構想づくりおよび資料政策は文部省と GHQ の教育担当部局だった CI&E を中心になっていたが、占領期の教育施策を実際に各地域で展開する際に、その管理および指導を主に

担当していたのは地方軍政の方だった。CI&E の成人教育担当官だったネルソン (J. M. Nelson) は、地方軍政を対象として全国を回りながら PTA の結成方法および目的に関する講演をしたり、地方軍政の教育担当官が東京に来て面談を要請する際には直接対応をしたりする形で全国各地の PTA 結成について助言を与えていた。同時に、地域の状況によって PTA 育成の具体的な方針は多様になりえることも想定していた⁽³⁾。そして地方軍政の教育担当官は、各地の状況や日本人関係者との協議を経て教育実践および政策に関する指導助言を提供していた。各地域における PTA 問題は、その地域単位における決定事項として軍政部や日本側行政が各地の実情に沿って取り組むべきものであった。CI&E の提案により 1947 年 10 月文部省内に設置された「PTA 委員会」は、各小委員会を通して「PTA の組織や運営に参考となる情報を提供すること」⁽⁴⁾ にその目的があり、地域ごとの活動を統制したり統一したりするような意図からのものではなかった。

3 地域レベルにおける PTA 結成の動き

3.1 九州地方軍政部からみた PTA の状況

戦後 GHQ の教育改革方針に伴い、地方軍政も 1947 年以降、各地の学校視察を通して教育環境に関する情報収集をしていた。まだ文部省から PTA の手引きが出る以前の段階では、九州地域の 45 校の新制中学校のうち、「16%の学校ではまだ保護者組織が作られておらず、18%は結成の準備をしていた。すでに保護者会を持っている 63%の学校は、ほとんどが学校後援組織の形態を維持していた」⁽⁵⁾ と記録している。1947 年末、PTA の動向としては、「特に田舎の学校は、学校まで歩く距離が遠く、PTA に無関心であり、男女が一緒になるグループは非効率的であるという認識が

蔓延している」⁽⁶⁾ことが課題とされている。しかし、1948年以降、新しいPTAに関する理解が広がり、地方軍政部は「情報提供」に注力し続ける⁽⁷⁾。軍政部はPTAの再組織に関する資料を各学校に配布し、学校長を中心にまずPTAの理解を増進するための作業に取り組んだ⁽⁸⁾。その中で、福岡県軍政部は、PTAに関する制度的措置に取り組んでいた。その詳細は次節でまとめる。

3.2 福岡県のPTA育成

戦後のPTA結成は、中央レベルにおけるPTA奨励策に沿って、各地では地方軍政の指導および助言を参考としながらPTA発足に取り組むことになる。そして地域によっては独自の施策を展開する場合もあった。その一例として、福岡の「登録制」に関する内容を簡単にまとめると表2のとおりである。

表2 占領期PTA育成を目的とした地域レベルにおける制度的措置⁽⁹⁾

	福岡県
PTA結成奨励方法	登録制
開始時期	1948年6月～
地方軍政部の教育担当官	ライマン (S. A, Lyman)
運営主体	福岡県父母教師会規約起草委員会 (1947年10月) → 福岡県父母教師会企画委員会 (1948年2月) → 福岡県父母教師会勸奨委員会 (1948年10月)

福岡県における戦後PTAの動きとしては、ライマンの指導により1947年6月冷泉小学校で初め

て結成され、漸次に福岡市内に拡大していった⁽¹⁰⁾。同年10月、福岡工業学校、福岡商業高等学校等に父母教師会が結成された⁽¹¹⁾。ここからは、軍政部の記録と地域郷土資料等からみられた当時の状況について補足する。福岡県の初期PTA結成に関わっていた軍政の教育担当官はスチュアート・A・ライマン (S. A, Lyman) で、彼は1947年6月、福岡軍政部民間情報教育課主任として着任した⁽¹²⁾。その以前から福岡県内では、地方軍政側からPTAにおける講習を学校で行なっていたが⁽¹³⁾、本格的なPTA再編の動きが出るのは、ライマンの就任以降である。

そこから表2で示したような各委員会の再編を経てPTAの標準規約や登録における内容を定めていくこととなるが、福岡軍政は、「既存の後援会とは明確に異なる組織としてのPTA」を作る必要を提起している⁽¹⁴⁾。また、1948年5月福岡県父母教師会企画委員会よりPTA最小規約 (Minimum Constitution) が作成され、6月に県内の学校に配布する際に登録のための申請書を2通添付した。そこでの各PTAが登録を希望するというこの意味は、「新しく作られたPTAの運営において、県委員会が提供したPTA最小規約を採択する」という意思を表明するものであった⁽¹⁵⁾。また、その規約はあくまでも「最小限」の決まりであったため、各学校の状況に応じて規約項目を追加することも可能であった。福岡軍政は、このような登録の仕方が、「各学校によってPTA最小規約を取り入れる原動力」になることを期待していた⁽¹⁶⁾。最小規約が配布されてから約一ヶ月間、26校のPTAが登録申請をしている⁽¹⁷⁾。

この時点では、登録における審査基準の具体的な項目はなく、各学校は学校名を記入した登録票を送ることでPTA規約を採択したことを報告する形になっていた。それがより明確な基準に沿っ

て審査を行うプロセスに変わったのは、1948年9月以降である。同年8月9日に結成した福岡県父母教師会勸奨委員会が登録の可否を決定することになり、この時点から各学校は登録票に加え、「判定資料」を必ず送るようにした⁽¹⁸⁾。すでに登録票を送ったPTAも、判定資料を至急送ることになった。

それでは、当時PTA登録制の実際はどうだったのか。福岡県で登録制が始まってから約1年間で、福岡県内の登録PTAは全体の約10%にとどまっていた⁽¹⁹⁾。登録有無によるPTAへの不利益があったわけではなかったため、「登録なんて考

えないで、ここでやれることは何かという現場第一主義から始めた」⁽²⁰⁾という学校もあった。このような状況の中でも、地方軍政部は登録されたPTAが徐々に増えていることに対して「今は登録を申請した16校のPTAのうち15校が許可を得ており、PTAが他の成人団体運営におけるモデル組織として作用していることが興味深い」⁽²¹⁾と評価している。当時登録申請をしたPTAの多くが結果的に登録許可を得たということであるが、以下は1949年4月に福岡市のPTA登録における状況である。

表3 占領期PTA登録状況（昭和24年4月）⁽²²⁾

学校名	登録日	保護者世帯数	会員数		会員数		児童数	会長
			男	女	保護者	非保護者		
大名小学校	昭24.4.27	1050	135	102	196	41	1555	保護者
当仁小学校	昭23.12.8	1236	63	375	400	38	1913	非保護者
冷泉小学校	昭23.3.30	576	91	21	84	28	827	保護者
春吉小学校	昭24.1.27	1485	70	76	85	61	2186	非保護者
住吉小学校	昭24.2.23.	1317	326	216	486	56	2193	保護者
博多一中学校	昭23.11.	—	69	39	82	26	679	保護者

各PTAが軍政部に提出する判定資料には、「会員数（男女別・保護者、非保護者別）」や「会長は現に保護者か」等の項目が含まれていたが、表3から分かるように、学校によっては全児童数や世帯数に対してまだPTAの会員数が少ない場合や会員の男女比が偏っている場合でも、登録申請は通っている状況が伺える。当時地方軍政による登録制の推進は、今後のPTA運営におけるきっかけづくりに意義があったと思われる。

登録申請に関しては、「PTA勸奨委員会」が先

に検討をし、後に地方軍政側に最終確認を得るプロセスになっており、勸奨委員会の発足約1年後、1949年8月以降は学務課から社会教育課にその業務責任を移管している⁽²³⁾。

一方、このような試みに対し、民間からは、官の主導による天下り式の存在であるという批判も同時に出ていた⁽²⁴⁾。また、PTA勸奨委員会の組織再編以降、1949年後半から一気に多くのPTA登録における許可が増え、これに対し九州地域のPTA関係者は「PTA登録の大量生産」が、最初の

登録における目的の再認識を妨害していると指摘している⁽²⁵⁾。それは、「今までとかく狭き門として恐れられ一度判定をパスして登録されるや鬼の首でもとったように喜び祝われたものがこう一挙に50校もドシと押し出ると何だか値打ちが下がるような気がする。(中略)最初の若い登録番号を得ているPTAは特に研究し努力して「父兄後援会」から脱皮したものであるから優良なものもあったが、今後の登録は当然の第一歩に並び得たもので、それが果たして優良に飛躍するか否かは登録後の運営にまつ処多いといわねばならぬ」⁽²⁶⁾といった、登録の後の実際のPTA活動におけるその内実の問題とつながるような指摘だった。

3.3 占領後期における九州地域のPTA育成

そして1950年以降、福岡県の登録制およびPTA勸奨委員会の運営は、九州地域のモデル事例として拡大していく。教育委員会の発足以降、日本の地方教育行政は自立の道を歩み始め、GHQは地方軍政の任務を再検討し、組織再編に挑んだ。そして、GHQは地方の軍政部(Military Government Sections, Teams)を民事局・部(Civil Affairs Section, Teams)と改名し、1949年11月からは都道府県レベルの軍政部(民事部)を廃止し、その任務と責任を地区レベルの民事部に合併する⁽²⁷⁾。つまり、1950年以降、九州の各県における軍政部「チーム」(M.G. Prefectural Teams)の教育担当官制度を廃止し、九州地区全体における一つの統括システム下で教育政策を管理することとなる。実際、GHQ側は1949年までの教育政策について、「県ごとの差が激しく、九州地区単位での指導および管理は容易でなかった」⁽²⁸⁾と判断し、より総合的な管理によって地域全体の均等な教育政策の展開を期待していた。

1949年末、PTA結成に関する占領側の認識としては、「福岡県だけが九州地区でPTAの再編における明確な判断基準が設けられた地域であり、他の県はまだ学校後援組織から初期のPTAに移動している段階である」⁽²⁹⁾と評価していた。当時の状況としては、例えば宮崎県の場合、1948年3月に軍政部により旧来の保護者組織はすべて強制解散させる方針を取っていたが、「その後のPTA再編につながる段階で詰まっており、ごく一部の学校だけがPTAを結成している」⁽³⁰⁾とみなされていた。

そこで、九州地区軍政部(民事部)は、1950年の主要キャンペーンとして「真なるPTAの発展」を打ち出し、地区全体のPTA推進策を講ずる⁽³¹⁾。この年のPTA研究大会から出た主な提案として、「県レベルのPTA諮問委員会を設け、福岡県のような登録制を推進するとともに、地域のPTA改革に関する助言および指導を行う」方法が議論された。1950年1月から九州地区の各県はPTA登録制のための取り組みを始め、民事局は各県におけるPTA改革のため指導助言を提供した⁽³²⁾。1950年5月の時点で、宮崎、鹿児島、熊本、長崎県でPTA諮問委員会が発足されている⁽³³⁾。この時点で占領軍は、PTA改革における日本側関係者の情熱的な姿勢は見えないと指摘していたが⁽³⁴⁾、1951年からはPTA勸奨委員会を中心にモデル規約の作成、PTA活動に関するラジオ放送配信、モデルPTAの選定等の動きが報告されている⁽³⁵⁾。

福岡県のPTA登録制が地方軍政部および行政関係者から評価された理由は、大きく以下の二つがあげられる。

一つ目は、PTAの登録(認定)における審査機構の有無である。福岡の場合、文部省・CI&Eが「PTA参考規約」(1948年10月完成され、同年

12月に都道府県教育委員会をとおして全国に配布)を出す前から、県レベルで独自の組織「PTA勸奨委員会」(1948年8月発足)を中心に県内PTAの登録における判定・審査を行っていた。PTA登録における審査・判定の権限はこの「勸奨委員会」にあり、その運営主体は地域の社会教育団体代表を含め、民間寄りの委員構成となっていた。登録制自体は軍政の助言から始まったものの、その実際の運用に関しては主に日本側の官民協力体制で物事が進んでいた。

一方、熊本県でも同様の仕組みを導入していたが、PTAの承認に関しては、熊本軍政の教育担当官の単独決定事項あり、日本側に別途の委員会組織を設けていなかった⁽³⁶⁾。PTA承認における判定はすべて軍政部の教育担当官に委任されていた。そのため、日本側の意向は判定過程に反映されず、占領終了後の継続性の問題があった⁽³⁷⁾。

二つ目は、審査基準の明確さの程度にある。福岡県では、1948年9月以降、11項目に構成されるPTA判定資料を用いて明確な基準に沿って「審査」を行う体制を確立する。判定資料の内容からすると、PTAの運営における民主的プロセスが重要視されていたことが分かる⁽³⁸⁾。一方、熊本の「認定制」においては、福岡のほど厳格な基準を設けておらず、軍政官個人の判断に依存していた。そこで、熊本県のPTA会長および県教育行政は、占領軍が撤収した後の空白を埋めるため、既存の制度的措置を改編する方法を模索していた。その内容としては、「明確で客観的なPTA最小規約を提供する」「登録における判断主体となる委員会を別途設ける」「登録に関する委員会は、PTA役員のみではなく、外部の専門家を招く」などがあげられる⁽³⁹⁾。

4 調査結果の考察

4.1 PTA育成における占領軍の意図

中央からのCI&Eおよび文部省の政策方針に沿って、地方軍政部も各地のPTA結成を促すための取り組みを展開していた。PTAを設ける目的は、学校教育における問題解決に対し、役員のみではない全会員の参加から、地域住民が教育問題に関心を持ち、教育環境の改善に資することであった⁽⁴⁰⁾。教育の責任は、保護者や学校だけでなく、社会全体のものであるということから⁽⁴¹⁾、PTAを通して地域と学校の間にも民主的で自主的な意思疎通が創出されることを期待していたのである。

それ故に、地方軍政部のPTA結成における制度的措置は強制的ではなく、日本の実情を優先していた。福岡県の場合、最初のPTAづくりは軍政部教育担当官の提案のよるものであったが、一度登録制が始まってからは、その運用に関して軍政部が直接的に関与することはなかった。また、中央から下りてきた方針をそのまま適用するのではなく、地域の実情をもっとも知っている日本人関係者に任すことを基本としていた。それは、「文部省から出ている規約と多少の差異があるのも当然で、福岡県の事情にそって最もやりやすい方法といっても本質から離れては困るが、最も無理のない自然な行き方がよい」⁽⁴²⁾という考え方が軍政部と県行政の間で共有されていたということである。また、登録制はPTA最小規約の導入に関する措置であり、未登録に対して不利益があったわけではないため、実際、登録制が始まった後、登録率の進展は遅かった。

一方、PTA結成における県行政の支援も最小限のものであった。1950年以降、PTA育成に関する事業の運営主体として、九州地域の各県行政はPTA諮問委員会を設けていた。この委員会は、こ

れまでの保護者組織における課題を分析し、各PTAに改革のための資料を提供して、登録における判定をする機構であった⁽⁴³⁾。その運営に関しては県教育委員会との協力から成り立つことを想定していたが、実際、教育委員会がPTA登録や諮問活動のために事業予算として策定していた金額は非常に微弱だった。福岡県の場合、「PTA指導費」として昭和26年度81,000円、昭和27年度は192,000円での予算を策定、PTA勸奨委員会の開催やPTAスクールの開設に対応していた。しかし、この項目は昭和28年度からは削減され、それ以降のPTA事業費は皆無となる⁽⁴⁴⁾。このことから終戦直後の教育予算としてPTA支援に使われた予算は少なかったことがわかる。

つまり、戦後のPTA結成は、占領軍と文部省および地域行政からの指導や奨励はあったものの、すでに各学校で作られていた保護者組織をどのようにPTAとして再編するのか、その具体的な方法について、実際には各自の裁量にゆだねていたということになる。

4.2 戦後PTA結成後の実情

4.2.1 学校後援を目的とするPTAの財政負担

戦後の新しいPTAにおける対策の一方で、実際作られたPTAの様子としては、「従来の父兄会の内容が今のPTAの内容とあまり異なったものではなかったため、発足後の運営には特に目新しいものがなく」⁽⁴⁵⁾、それが「PTAの組織を結成するには困難」⁽⁴⁶⁾を招く要因となっていた。それは、終戦直後という時代的状况と相まって、「校舎がやけ、教材もなくなっていたので、まず、最初の仕事は資材、教材の購入のための募金」⁽⁴⁷⁾をすることがPTAの主な仕事となっていたためであった。PTAが結成される以前においては、「これにかわる後援会組織はつくられて」⁽⁴⁸⁾いたが、

学校に対する父母の経済的負担は、戦後PTAに受け継がれ、PTAの最初の問題は校舎増築・二部授業解消等の現実問題であり、「校長にしてみれば一日も早く何とか手を打って貰わねばということで、一番苦労の多かった」⁽⁴⁹⁾のはPTAだった。県行政と軍政は、学校関係者・地域住民等を中心に公聴会を開催し⁽⁵⁰⁾、各学校に学校の寄付行為に関する公文を出すなどの対応をしていたが⁽⁵¹⁾、「なにぶんPTAに対する知識にとぼしく、暗中模索のなかでPTAらしき会を発足させ、県と占領軍の意向をうかがう」⁽⁵²⁾状況となっていた。

一方、九州地区軍政部は、1950年末にみられるPTAの学校財政援助における負担軽減の努力を評価している。長崎市内の25校の市立小学校長がPTAの負担軽減を目的として市議会に教育予算の増額を要求、福岡県門司市議会は1951年度の学校教育予算を1千万円増額した⁽⁵³⁾。宮崎県では、教育予算増額運動を展開し、1951年度社会教育予算の増額を実現させた⁽⁵⁴⁾。このような教育予算増額の動きと相まって、九州軍政は1951年以降からPTA会費が大幅に削減されると期待していた⁽⁵⁵⁾。

4.2.2 男女の役割分担

戦後PTAの再編は、「父兄会」「母の会」「学校後援会」「保護者会」等の学校教育に対する支援を目的としてきた団体を新しくPTAとして作るものであり、そこでPTAは、男女問わず教育問題に関する学習活動を推進する機構として描かれていた。しかし、PTAの発足後も「PTAを支援する目的で母の会を別途設ける」⁽⁵⁶⁾学校や「母の会を保護者会の下部組織として設け」⁽⁵⁷⁾る学校では、役員は父兄会の父親中心で、学校の活動支援は母の会の母親中心という、男女の役割が二分

化されたままその活動を続けてきた。それに対し軍政部は、「PTA の活動が活性化されていない地域で結成しうるもの」⁽⁵⁸⁾だと判断、「より男女が一緒に参加できる PTA プログラムを開発するように」⁽⁵⁹⁾助言している。

学校教育を支援することも PTA の活動の一部であるが、それを通して地域社会内で男女の役割分担における再認識につながらないと、PTA と「母の会」を統合的に理解することに至らないことが課題となった。そこで九州地区の地方軍政部は、PTA における再編について、「女性の参加」や「発言の機会」、または「女性役員の割合」のような項目を、「民主的な PTA」の基準としてみなしていた⁽⁶⁰⁾。

4.2.3 新たな試みの創生

占領期後半における PTA 活動に関して、九州軍政は、自主的な学習活動がみられることを評価していた。例えば、佐賀県有田町では教師が現在の学校や地域に生じている問題を提起し、住民はその問題の改善のために特別委員会を設け始め、宮崎県富島では、PTA 連絡協議会を中心にアメリカ PTA 研究を実施、職業指導委員会を設けて中高生を対象に職業に関する相談を提供したことが PTA の成果として報告されている⁽⁶¹⁾。また、1951 年から「PTA は強制加入制ではない」という認識が広がりを見せていた。1951 年 3 月、鹿児島県 PTA 連絡協議会が「保護者は自由意志 (Volition) によって PTA に加入する自由を有する」⁽⁶²⁾ことを明示化し、九州軍政がこのような動きを PTA の成果としてあげていることは、以前までの PTA 加入における占領軍と日本側の理解が一致していなかったことを反証するものである。

1950 年から 1951 年にかけて PTA への理解を深めるための行政からの方針は、PTA の役員を主な

対象とする PTA スクール中心となっていた。一方、住民側からも、占領軍の指導から始まったとは言え、新しい PTA の民主化について学習活動を試みるところもみられる。学校援助以外の活動が「とにかく何やってもいいものやら、皆目見当がつかん中で始めたのが町別懇談会」⁽⁶³⁾として展開され、学校レベルでも、成人教育活動の一環として「母親学級」「父親学級」「両親学級」「部落分会」等の活動が推進された。特に、「部落分会」は地域の社会教育団体を中心に、家庭および部落の協同を図り、「児童をよりよい環境の中に育てる純真として実行力のある社会人の育成をめざすと共に、会員自らの人格の向上につとめる」⁽⁶⁴⁾ことを目的としており、公民館と学校の連携に取り組んでいた。PTA の活動における重点を部落分会におき、一部落一テーマの研究を推進し⁽⁶⁵⁾、開校時から「学校教育と社会教育の一体化」をめざしてコミュニティスクールを標榜し、「無理をしない」ということをモットーに教育運営にあたる PTA が登場するようになった⁽⁶⁶⁾。また、各市町村の PTA 連合会では、自主的な研究活動を行い、研究指導 PTA を自ら選定し、PTA 活動の発展における努力を続けた。その過程の中で多数の研究会が開催されたことは、地域の PTA 運営における純粋な発展の成果といえよう。

5 まとめ

本稿では、地方軍政の独自の PTA 育成策とみられる福岡の事例をまとめたうえで、それが後に九州地区のモデル事例として議論されるようになった経緯を明らかにし、占領期後期における PTA 結成の成果および課題を考察した。また、PTA 結成に関する占領軍の記録と実際の PTA 参加者の発言をみることによって、戦後の PTA 育成における特徴と課題をまとめた。

九州地区では、福岡県の登録制を活用し、各県ではPTA 勸奨（諮問）委員会を中心にPTA 再編の進展を試みていた。それは、合理的な基準の設定、日本側の継続的な努力を促すPTA 再編に効果的なものとして軍政部から評価されていた。

一方、日本の地域社会ではPTA の以前からすでに保護者会や父兄会等が組織されており、戦後の学校教育における財政不足を背景として、戦後のPTA の実際の様子が大きく変わることはなかった。地方軍政の指導と勸奨があったため、PTA の結成は促進されたが、学校に対する父母の経済的支援はそのままPTA の仕事として残されていた。

地方軍政部は戦後のPTA 活動が、旧来の父兄会や学校後援会と明確な差を持たなくなっていた状況を知っていながらも、PTA に対して強制解散といった直接的措置は取り入れてなかった。占領軍はPTA の持つ個人の自由な参加による民主的なアソシエーションとしての特質を育成の目的としつつ、同時にその目的の達成のためには当時の日本の実情にあったPTA の様子に介入せず、それを認めざるを得ない矛盾が共存していたと思われる。占領軍がアメリカ式のPTA が日本では実現できないと判断していたのか、それとも戦前からの学校父兄会・母の会などをPTA に移行させることを認めていたのかに関しては、当時の軍政関係者の記録を探ることによって、今後のより深層的な分析が必要である。

また、本稿では、PTA に関する占領軍側の活動や対策に記述の重点が置かれている。今後の課題としては、旧来の父兄会等が、戦後PTA となることによってどのような変化が起こっていたのか、実態に基づくより具体的なデータ分析が求められる。また、占領軍と日本のPTA における認識の相違について、両国の地域社会における教育自治

や学校と保護者の関係についてより比較的な観点からの分析が必要である。後に二宮（1978）が述べた「アメリカからのPTA を移入しながら、形だけで心は移されなかった。しかし、だからといって、日本のPTA に心がないとは思わない」⁽⁶⁷⁾とはどういうものなのか、その「心」についての考察は、各地のPTA 運営における地域住民の具体的な努力の様子を探索することによって可能になると思われる。

注

- (1) PTA 史研究会（2004）『日本PTA 史』日本図書センター、786-789.
- (2) GHQ/SCAP Records（1946）. *Special Report: Parent Teachers' Associations in Japan, Analysis and Research Division*, 25 Nov. 1946, Sheet No. CIE(A)-03637-03638, p.2.
- (3) 例えば、まだPTA 結成が初期段階だった1948年初旬のネルソンの会議記録によると、戦後PTA 結成に関する助言を求めていた宮崎県軍政部の教育担当当局に対し、「現存する学校後援組織がPTA の精神により再編されるべきか、それともPTA を新たに設置するためにすべて解散されるべきかは、それに関連する活動に参加している地域の住民たちで議論すべきである」とし、軍政部の方針に直接介入しなかった。GHQ/SCAP Records, *Conference Report—Nelson*, 1948年2月18日付, Sheet No. CIE(B)-02526.
- (4) GHQ/SCAP Records（1947）. *Conference Report—Nelson*, Sheet No. CIE(B)-02544, 1947年12月2日付.
- (5) GHQ/SCAP Records（1947）. *Monthly Activities Reports- Kyushu Military Government Region*, Sheet No. WOR 20564-20566, 1947年2月報

- 告.
- (6) Records of the Adjutant General's Office (1947).
MGTE-0.2: Monthly Activities Reports - Oita
Military Government Team, Sheet No. WOR
20831-20838, 1947年12月報告.
- (7) Records of the Adjutant General's Office (1948).
MGTE-0.2: Monthly Activities Reports - Oita
Military Government Team, Sheet No. WOR
20831-20838, 1948年4月報告.
- (8) Ibid., 1948年6月報告.
- (9) 杉村房彦 (1991) 「地方軍政とPTA—福岡,
熊本の事例について」『日本大学教育制度研
究所紀要』22, 75—108. または, 杉村房彦
(2004) 「占領期におけるPTAの地域への定
着過程」『日本PTA史』日本図書センター,
35—58.
- (10) 福岡県教育百年史編さん委員会 (1980) 『福
岡県教育百年史 第7巻 (年表・統計編)』福
岡 : 福岡県教育委員会, 277.
- (11) 福岡市 (1974) 『福岡市史 第7巻 (昭和編
後編3)』福岡 : 福岡市, 870.
- (12) 前掲書, 福岡県教育百年史編さん委員会
(1980) 277.
- (13) 例えば, 1947年4月にも田川中学校 (福
岡県田川市) で保護者を対象として軍政部の
教育担当官がPTAに関する講演をしている。
(GHQ/SCAP Records, MGTE-0.2 Military
Occupation activity reports FUKUOKA MG
Teams, Sheet No.21901, 1947年4月)
- (14) Records of the Adjutant General's Office (1948).
MGTE-0.2: Monthly Activities Reports -
Fukuoka Military Government Team (Jan - Jun
1948) Sheet No. WOR 20658-20660 1948年1月
報告.
- (15) Ibid., 1948年5月報告.
- (16) Ibid.,
- (17) Ibid., 1948年6月報告.
- (18) 1948年9月18日付公報「父母教師会の登
録に関すること」(二三学第二四一一号), 福
岡県教育百年史編さん委員会 (1979) 『福岡
県教育百年史 第4巻 (資料編・昭和II)』福
岡 : 福岡県教育委員会, 168.
- (19) 福岡県教育委員会 (1949) 『福岡県教育要
覧昭和24年度』または, 福岡県教育百年史
編さん委員会 (1981) 『福岡県教育百年史 第
6巻 (通史編II)』福岡 : 福岡県教育委員会,
880.
- (20) 福岡県教育委員会 (1956) 「PTAの正しい
発展をめざして」『教育福岡』11月号, 5.
- (21) GHQ/SCAP Records (1949). *Monthly Civil
Affairs Activities Reports, May 1949 (Kyushu
Region) & (Kyushu Teams)*, Sheet No. CAS(A)
03502-03507, 1949年5月報告.
- (22) 福岡編纂委員会 (1950) 『福岡』, 25.
- (23) 九州女性連盟 (1948) 「PTA. 父母と教師の
会」22, 1949年8月10日付「PTA 勸奨委員
会の改組について」
- (24) 同上.
- (25) 九州女性連盟 (1949) 「PTA. 父母と教師の
会」23, 1949年9月10日付
- (26) 同上.
- (27) 前掲書, 阿部彰(1983), 23.
- (28) GHQ/SCAP Records (1950). *Monthly Civil
Affairs Activities Report, July 1950 - December
1950 (Kyushu)*, Sheet No. CAS(A) 03468-03477,
1950年12月報告.
- (29) GHQ/SCAP Records (1949). *Monthly Civil
Affairs Activities Report, October 1949 (Kyushu)*,
Sheet No. CAS(A) 03486-03487, 1949年10月
報告.

- (30) Ibid.
- (31) GHQ/SCAP Records (1950). Activities report on PTA, *Parent's Teachers' Associations, Kyushu Region Office*, Sheet No. CIE(A) 08962-08963.
- (32) GHQ/SCAP Records (1950). *Annex E-1 Reports*, Kyushu Region Office, Sheet No. CIE(A) 08986-08989, 1950年3月報告.
- (33) Ibid., 1950年5月報告.
- (34) Ibid., 1950年4月報告.
- (35) Ibid., 1951年4月報告. 4月の報告書では、大分県の活動が報告され、PTA 勸奨委員会の活動を評価している。
- (36) GHQ/SCAP Records (1950). op. cit. Report on PTA Conferences in Kumamoto, Sheet No. CIE(A) 08962-08963.
- (37) Ibid.
- (38) 項目内容は「1.保護者の世帯数」「2.会員数(男女別・保護者, 非保護者別)」「3.第1回総会の定足数」「4.会費決定の判定票がとられたか」「5.教師は会費を支払うか」「6.会費は児童数に関係あるか」「7.会議の議事要録及び会員名簿をもっているか」「8.各役員に対し何名の候補者があったか」「9.役員の決定は一部の者の推薦か、総会の無記名投票か」「10.会長は現に保護者か」「11.婦人が役員に選ばれているか、選ばれておれば其の役名」となっている。(前掲書, 福岡県教育百年史編さん委員会(1979), 168-169.)
- (39) GHQ/SCAP Records, op. cit. Sheet No. CIE(A) 08962-08963.
- (40) GHQ/SCAP Records (1948). *Monthly Military Government Activities Report, August 1948 - October 1948 (Teams in Kyushu Region)* Sheet No. CAS(A) 01913-01919, 1948年10月報告.
- (41) GHQ/SCAP Records (1948). *Monthly Military Government Activities Report, February 1949 - July 1949 (Kyushu)* Sheet No. CAS(A) 03493-03497, 1949年8月報告.
- (42) 九州女性連盟(1949)「PTA. 父母と教師の会」22, 1949年8月10日付, 福岡県教育課社会教育課長古賀克孝の発言より抜粋。
- (43) GHQ/SCAP Records (1950). op. cit. Mr.Kurakawa's Report on Progress of PTA reform, Sheet No. CIE(A) 08962-08963.
- (44) 福岡県教育委員会(1954)『福岡県教育要覧 昭和28年度版』189. 昭和27年度福岡県の教育財政は、総教育費が約110億円で、そのうち学校教育費が約106億, 社会教育費は約4億だった。
- (45) 九州女性連盟(1949)「PTA. 父母と教師の会」22, 1949年8月10日付, 福岡市千代小中学校 PTA 会長岩崎茂の発言より抜粋。
- (46) Ibid.
- (47) 大名小学校同窓会百年史編集委員会(1973)『大名校百年史』大名小学校 PTA 会長野見山佐一氏の発言より抜粋。
- (48) 杵小学校百周年記念事業委員会(1985)『杵小学校百周年史』185.
- (49) 『西新: 福岡市立西新小学校創立百周年記念誌』(1983) 西新小学校 PTA 会長柳瀬鴻氏の発言より抜粋。
- (50) GHQ/SCAP Records, op. cit. Sheet No. CAS(A) 01913-01919. 1948年10月の一か月間, 福岡県内のおよそ30市町村にいたる地域で「民間からの寄付金」について公聴会を開催, 「新しい財政計画を立てた学校では当初必要としている目標額の2倍以上の寄付金が集まったり, ボスの支配権力が低下した」といった結果が報告された。
- (51) 前掲書, 福岡県教育百年史編さん委員会

- (1979), 647-648. 福岡県山門郡(平成19年合併により消滅)の地方事務局(長)は、1948年10月、各学校長に「学校の寄付行為に関すること」を送付、学校は寄付の金額を規定する権威がないこと、そして寄付することが完全に自由意志にまかされ、かつ、その寄付行為によって保護者または児童が差別を受けることはあってはならない、という趣旨の公文を出している。
- (52) 前掲書, 杵小学校百十周年記念事業委員会(1985), 186.
- (53) GHQ/SCAP Records, op. cit., Sheet No. CAS(A) 03468-03477, 1950年12月報告.
- (54) GHQ/SCAP Records, op. cit., Sheet No. CIE(A) 08986-08989, 1951年4月報告.
- (55) Ibid., 1951年1月報告.
- (56) Ibid., 1950年5月報告.
- (57) 香椎町誌編纂委員会(1953). 『香椎町誌』「香椎中学校」
- (58) GHQ/SCAP Records (1950). op. cit., Sheet No. CIE(A) 08986-08989, 1950年5月報告.
- (59) Ibid.
- (60) 例えば、1948年10月長崎県軍政の活動報告書によると、「PTA 会長会議で、女性会員が積極的に参加し、会議の主導していた」ことを評価している。GHQ/SCAP Records, Monthly Military Government Activities Report, August 1948 - October 1948 (Teams in Kyushu Region) CAS(A) 01913-01919, 1948年10月報告.
- (61) GHQ/SCAP Records, op. cit., Sheet No. CIE(A) 08986-08989, 1951年2月報告. 職業指導委員会は、社会人3名と学校長3名で構成されていた。
- (62) Ibid., 1951年3月報告.
- (63) 『波の音』(1988) 能古小学校の初代 PTA 会長石橋瀧治氏の発言より抜粋.
- (64) 福岡県三輪小学校 PTA (1957) 「PTA 一年の歩み」『第3回九州地区 PTA 大会資料編』, 76.
- (65) 福岡県宮野小学校 PTA (1957) 「PTA 運営の概要」『第3回九州地区 PTA 大会資料編』, 79.
- (66) 福岡県小石小学校 PTA (1957) 「成人教育活動の状況」『第3回九州地区 PTA 大会資料編』, 69.
- (67) 二宮徳馬 (1978) 『日本 PTA 史話』学事出版, 4.

引用文献

- 阿部彰 (1983) 『戦後地方教育制度成立過程の研究』風間書房.
- 井上恵美子(1987)「占領期社会教育史の研究(その3) 4.PTA 政策の形成発展過程」『社会教育研究年報』6, 名古屋大学教育学部社会教育研究室, 48-53.
- 大矢一人 (1987) 「JM ネルソンと PTA 政策: 地域と学校の結合を中心に」『教育学研究科博士課程論文集』13, 広島大学大学院教育学研究科, 32-38.
- 杉村房彦 (1991) 「地方軍政と PTA-福岡, 熊本の事例について」『日本大学教育制度研究所紀要』22, 175-108.
- 平井貴美代 (2013) 「初期 PTA におけるアソシエーション的特性に関する一考察-占領期 PTA 規約準期等の比較検討を通じて」『日本学習社会学会年報』9, 61-71.

Copyright © 2010-2022 Center for Advanced School Education and Evidence-Based Research

Graduate School of Education, The University of Tokyo

東京大学大学院教育学研究科附属学校教育高度化・効果検証センター

Center for Advanced School Education and Evidence-Based Research,

Graduate School of Education, The University of Tokyo

WEBSITE (日本語): <http://www.schoolexcellence.p.u-tokyo.ac.jp/>

WEBSITE (English): <http://www.schoolexcellence.p.u-tokyo.ac.jp/en/>

